

令和8年度DX専門家派遣支援企業募集要領

1 目的

DXの方向性を定めた企業に対し、専門家によるメンタリング（相談・助言・指導）とともに、ITベンダーとのマッチングを実施し、より効果的なDXを推進する。

2 支援概要

- (1) 支援対象者 DX化の推進に対する高い意欲を持ち方向性を定めた県内中小企業のうち、別紙に記載する業種に該当する者
- (2) 支援者数 10社程度
- (3) 支援期間 約7ヶ月間（令和8年8月頃～令和9年2月（予定））
- (4) 支援内容 現状把握から課題整理、解決策検討などの専門家によるメンタリング（相談・助言・指導）とともに、ITベンダーとのマッチング、実行・検証に関するアドバイスやフォローアップまでの一貫支援

【具体的な支援例】

支援対象企業の取組内容や目標に応じ、専門家が以下のような支援を効果的に組み合わせ、やまぐち産業振興財団と連携してハンズオン支援を行います。

1. 現状把握

- 業務フローや組織体制等について訪問・ヒアリング

2. 課題整理

- 現状調査、課題抽出
- 従業員ヒアリングの実施、従業員を交えたワークショップによるカルテ作成

3. 解決策の検討

- 課題解決の方向性の検討
- ITベンダーや親和性のあるサービス事業者の絞り込み、リストの作成
- 支援企業の情報や保有アセット、ITベンダーへ期待するソリューション等の整理

4. ITベンダーとのマッチング

- ITベンダーや親和性のあるサービス事業者等との個別マッチング
- 展示会、イベント等の情報提供
- 計画策定フェーズ、実証・事業化フェーズ、推進フェーズのロードマップ策定

5. 実行・検証

- 導入・実行や、評価検証する仕組みの構築に対するアドバイス

3 応募要件

県内に事業所を有する中小企業者で、以下の条件を満たすこと。

- (1) 日本標準産業分類（令和5年7月改定）に定める業種のうち、別紙に掲げる業種に該当すること
- (2) 既にI o T等のデジタル技術を活用している企業
- (3) 申込書や財務情報資料（任意様式）を応募資料として提出できること
- (4) 応募時点において、応募企業の経営者に経営の自由度が確保されていること（事業拡大や販路拡大、企業連携等に対し、他企業等による大幅な制限がないこと）
- (5) 審査委員会（令和8年7月中旬頃予定）で、事業計画のプレゼンテーションを行うことが可能な企業
- (6) 複数のデジタル技術（例：AIとI o T等）を連携させることによる需要予測や効率化等、デジタル技術を活用した実現したい事業計画を持ち、本事業に積極的に参加し、前向きに取り組むことのできる企業
- (7) 「令和7年度DX専門家派遣支援企業」でないこと

4 応募期間

令和8年5月20日（水） から 令和8年7月3日（金）まで

5 応募書類

- ・DX専門家派遣支援申込書
 - ・直近の財務状況がわかる資料（貸借対照表、損益計算書等）
- ※提出資料は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 支援企業選定方法

審査委員会での企業による事業計画のプレゼンテーションで選定します。

7 スケジュール（予定）

令和8年7月3日（金）	応募締切
7月中旬頃	審査委員会（会場は山口市内を予定）
	審査結果通知
8月頃～	支援開始

※審査委員会では、パワーポイントによる説明10分程度、質疑10分程度を予定しています。なお、時間、場所、審査方法等の詳細については、応募者に別途連絡します。

8 主な審査項目

- (1) 事業内容等について
 - ・DXの方向性（事業計画等）が定まっているか。

- ・本支援により先駆的な取組が行われる可能性を有しているか。
 - ・本支援により著しい成長が見込まれるか。
- (2) 事業意欲について
- ・DX化の推進に対する高い意欲を持ち、前向きに取り組むことができるか。
- (3) 事業推進体制について
- ・DX化が推進できる事業体制となっているか。

9 留意事項

- (1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。
- (ア) 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 応募内容に不備がある場合
 - (ウ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他県及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
- (2) 個人情報を含む応募情報は、県や専門家及びやまぐち産業振興財団または外部協力者（以下、「県及び運営受託者等」という。）にて本事業実施に当たって必要な範囲にて共有、利用されます。また、個人情報を事前の承認なく県及び運営受託者以外の第三者に提供することはありません。
- (3) 支援対象として不適切であると県及び運営受託者等が判断した場合には、支援を途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- (4) 支援企業に選定されたとしても、県及び運営受託者等が支援対象企業の事業計画等について、保証を行うものではありません。
- (5) 審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

9 提出先・お問い合わせ先

公益財団法人やまぐち産業振興財団 経営企画部

〒754-0041 山口市小郡令和 1-1-1 山口市産業交流拠点施設 4階

TEL : 083-902-3711 FAX : 083-902-9010

E-mail : sby-t@yipf.or.jp

(別紙)

(対象業種)

令和5年7月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、以下の業種に該当する者

大分類	中分類
D：建設業	—
E：製造業（※製造業は、右に掲げる中分類に該当する者）	09：食料品製造業 12：木材・木製品製造業（家具を除く） 14：パルプ・紙・紙加工品製造業 16：化学工業 17：石油製品・石炭製品製造業 18：プラスチック製品製造業 19：ゴム製品製造業 21：窯業・土石製品製造業 22：鉄鋼業 23：非鉄金属製造業 24：金属製品製造業 26：生産用機械器具製造業 27：業務用機械器具製造業 28：電子部品・デバイス・電子回路製造業 29：電気機械器具製造業 31：輸送用機械器具製造業
H：運輸業、郵便業	—
I：卸売業、小売業	—
L：学術研究、専門・技術サービス業	—
M：宿泊業、飲食サービス業	—
N：生活関連サービス業、娯楽業	—
P：医療、福祉業	—
R：サービス業【他に分類されないもの】	—